駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書

駐留軍関係離職者等臨時措置法が平成30年5月16日で有効期限を迎える。 駐留軍雇用は米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下にあり、 本質的には不安定な状況に置かれている。

本県においては「在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還と北部基地への統合」などを含む在日米軍再編に関する合意をしており、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」も発表されている。平成29年3月現在、海兵隊施設には4,854人、嘉手納以南の対象施設には3,734人の日本人従業員が勤務しており、状況によっては駐留軍等労働者としての雇用継続が困難となる事態も懸念されるため、これまで以上に駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく雇用対策は不可欠なものである。

昨今の全国的な雇用情勢は完全失業率3パーセント台で推移しているが、県内の 失業率は全国の約2倍である。さらに、駐留軍等労働者は中途採用者が多く平均年 齢も46.3歳となっており、万が一、大規模な人員整理等が発生すれば、駐留軍関 係離職者の再就職・自活の道は容易ではなく、地域的な雇用情勢は危機的な状態に 陥ることは必定である。

よって、嘉手納町議会は駐留軍関係従業員の離職後における生活の安定と継続的な離職者対策を確保するため、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を延長されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月19日沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

厚生労働大臣 防衛大臣